

住居確保給付金申請必要書類（減収となった方）

休業等により収入が大幅に減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方で、住居喪失のおそれのある方の必要書類です。（住居を喪失されている方はお問合せください。）

①	「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(様式 1-1) (則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)	
②	「住居確保給付金申請時確認書」(様式 1-1A) (則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)	※ハローワークの求職番号または経営相談先の記入が必要となります。
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、戸籍謄本 等 ※顔写真のない証明書の場合は、2 つ必要です。
④	収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し	雇用労働者の場合 労働条件が確認できる労働契約書、勤務日数・時間の縮減が確認できるシフト表、営業自粛する旨のメール等を出力したもの、源泉徴収票、通帳 等
		個人事業主の場合 店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、発注の取り消しや減少が確認できる書類、確定申告書、預金通帳 等
		書類が用意できない場合 「就業機会の減少に関する申立書」(参考様式 5-2)
⑤	世帯全員の収入が確認できる書類の写し	給与明細書（直近 3 か月程度）、年金通知書、公的給付（定期的に支給される雇用保険の失業等給付、等）の通知等、通帳 等
		書類が用意できない場合 「就業機会の減少に関する申立書」(参考様式 5-2)
⑥	世帯全員の金融資産の写し	通帳（直近 3 か月分程度）※提出前に必ず記帳してください 債券、株式、投資信託、NISA、暗号資産（ネット等により金額の確認できるもの）
⑦	賃貸借契約書の写し	
⑧	「入居住宅に関する状況通知書」(様式 2-3)	※表面は貸主・不動産業者等が記入します。

①～⑥の書類がそろった時点で申請いただけます。 ⑦⑧の追加書類がそろった時点で審査して支給可否を決定します。